

各期間の取扱い

・届出日は毎年8月1日から8月31日までとし、以降隨時受付とする。

1. 調達実績算定期間及び 常用雇用労働者数・法定雇用労働者数について

・合計調達金額の実績範囲は、原則の届出期間(8月)を基準にした場合における前年度とする。

・常用雇用労働者数・法定雇用労働者数は届出日時点において、既に到来している直近の6月1日現在のものとする。



(例1)届出日がn.8.1の場合(定期受付)



(例2)届出日がn.4.1の場合(隨時受付)



2.有効期間について

・有効期間は、原則1年間(10月1日から9月30日まで)とし、届出日が9月1日以降の場合は、届出日の属する月の翌々月の初日から9月30日までとする。



(例3)届出日がn-1.8.1の場合(定期受付)



(例4)届出日がn.4.1の場合(隨時受付)

